

佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年10月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第47号

佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例（令和 7 年佐賀県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第 2 条 条例第 3 条第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 指定管理者指定申請書を提出する直近 2 事業年度における決算に関する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第 3 条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- (1) 佐賀県波戸岬少年自然の家（以下「波戸岬少年自然の家」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- (2) 波戸岬少年自然の家の施設の平等利用が確保されること。
- (3) 前条第 1 号の事業計画書の内容が、波戸岬少年自然の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(休所日)

第 4 条 条例第 3 条第 4 項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち波戸岬少年自然の家の休所日は、12月29日から翌年 1 月 3 日までの日とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

(利用の制限)

第 5 条 管理の基準のうち指定管理者が波戸岬少年自然の家の施設の利用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 波戸岬少年自然の家の設置の目的に反する利用をするおそれがある場合
- (2) 波戸岬少年自然の家内の秩序を乱すおそれがある場合
- (3) 波戸岬少年自然の家の施設又は設備を毀損するおそれがある場合

- (4) 酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある場合
 - (5) 集团的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
 - (6) その他管理上必要があると認める場合
- 2 管理の基準のうち指定管理者が波戸岬少年自然の家の施設の利用の許可を取り消し、又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。
- (1) 利用許可申請書の内容に偽りがあった場合
 - (2) 利用の許可を受けた者が、利用目的を変更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合
 - (3) 定められた利用料金を納期限までに支払わない場合
 - (4) その他指定管理者の指示に従わない場合
- 3 指定管理者は、第1項第6号の規定により波戸岬少年自然の家の施設の利用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用料金の承認申請)

第6条 指定管理者は、条例第4条第3項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書（様式）を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第7条 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 波戸岬少年自然の家の管理の業務に関する報告書
- (2) 決算に関する書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 条例附則第2項の規定による指定管理者の指定及び利用料金の設定に関し必要な手続については、この規則の規定の例による。
(佐賀県少年自然の家設置条例施行規則の一部改正)
- 3 佐賀県少年自然の家設置条例施行規則（平成24年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>佐賀県少年自然の家設置条例施行規則</u>	<u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例施行規則</u>

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>佐賀県少年自然の家設置条例</u>（昭和50年佐賀県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (申請の方法) 第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 法人にあつては、<u>法人登記簿の謄本</u> (3)・(4) 略 (指定の基準) 第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。 (1) <u>佐賀県少年自然の家</u>（以下「少年自然の家」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。 (2)～(4) 略 (休所日) 第4条 略 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に<u>休所</u>することができる。 3 指定管理者は、前項の規定により臨時に休所するときは、<u>知事に協議しなければならない。</u> (使用者の範囲) 第5条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の<u>使用</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例</u>（昭和50年佐賀県条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (申請の方法) 第2条 条例第3条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 法人にあつては、<u>登記事項証明書</u> (3)・(4) 略 (指定の基準) 第3条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。 (1) <u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家</u>（以下「少年自然の家」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。 (2)～(4) 略 (休所日) 第4条 略 2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めたときは、臨時に<u>開所し、又は休所</u>することができる。 (利用者の範囲) 第5条 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の<u>利用</u>

改正前	改正後
を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) 略 (<u>使用</u>の制限) 第6条 管理の基準のうち指定管理者が前条の規定にかかわらず少年自然の家の施設の<u>使用</u>を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 少年自然の家の設置の目的に反する<u>使用</u>をするおそれがある場合 (2) 略 (3) 少年自然の家の施設又は設備を<u>き損</u>するおそれがある場合 (4)・(5) 略 2 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の<u>使用</u>の許可を取り消し、又は<u>使用</u>の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。 (1) <u>使用許可申請書</u>の内容に偽りがあった場合 (2) <u>使用</u>の許可を受けた者が、<u>使用目的</u>を変更し、又は<u>使用</u>の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合 (3) 略 3 指定管理者は、<u>第1項第5号</u>の規定により少年自然の家の施設の<u>使用</u>の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。 様式 (第7条関係) 略	を許可することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) 略 (<u>利用</u>の制限) 第6条 管理の基準のうち指定管理者が前条の規定にかかわらず少年自然の家の施設の<u>利用</u>を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 少年自然の家の設置の目的に反する<u>利用</u>をするおそれがある場合 (2) 略 (3) 少年自然の家の施設又は設備を<u>毀損</u>するおそれがある場合 (4) <u>酩酊等により他人に迷惑をかけるおそれがある場合</u> (5)・(6) 略 2 管理の基準のうち指定管理者が少年自然の家の施設の<u>利用</u>の許可を取り消し、又は<u>利用の制限若しくは中止</u>を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。 (1) <u>利用許可申請書</u>の内容に偽りがあった場合 (2) <u>利用</u>の許可を受けた者が、<u>利用目的</u>を変更し、又は<u>利用</u>の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合 (3) <u>定められた利用料金を納期限までに支払わない場合</u> (4) 略 3 指定管理者は、<u>第1項第6号</u>の規定により少年自然の家の施設の<u>利用</u>の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。 様式 (第7条関係) 略

改正前	改正後
<u>佐賀県少年自然の家設置条例</u>第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。 1～5 略	<u>佐賀県黒髪少年自然の家及び佐賀県北山少年自然の家設置条例</u>第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。 1～5 略

様式（第6条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地
名 称
代表者

佐賀県波戸岬少年自然の家設置条例第4条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 施設の名称
- 2 申請する利用料金の金額
- 3 実施予定年月日

添付書類

- 1 類似施設の選定根拠に関する書類
- 2 施設の利用料金設定の根拠に関する書類